

# 年金会計と年金以外の退職後給付会計の 認識の統一化

## An Amendment of Accounting for Defined Benefit Postretirement

山内 高太郎  
Koutaro Yamauchi

### 要 旨

アメリカ財務会計基準審議会（FASB）は、2006年9月、退職後給付会計の包括的なプロジェクトの第一段階の成果としてSFAS158を公表した。本基準はこれまでの年金や退職後給付の認識について関連する基準に修正を加えるものである。本稿は、SFAS158における修正点について明らかにし、その変更が会計処理に与える影響について考察するものである。

**Key Word**：年金，退職後給付，年金基金の積立不足，SFAS158

### はじめに

アメリカ財務会計基準審議会（FASB）は、2006年9月、これまでの年金、退職後給付に関する会計基準SFAS87, SFAS88, SFAS106, SFAS132 (R)を修正するものとして、SFAS158『給付建年金プランおよび年金以外の退職後プランの雇用者の会計』を公表した。

SFAS158は、退職後給付会計の包括的なプロジェクトの第一段階の成果として公表されたものであり、その内容は主に年金会計に関する積立不足（企業の未拠出分）について貸借対照表において認識を行うものである。その中でとくに予測給付債務（PBO）と累積給付債務（ABO）という2つの概念

を軸に展開される年金会計を、SFAS106で述べられる債務概念に近づけ会計処理を行うものである。

本稿は、SFAS158における変更がいかなるものかを明らかにし、その変更が与える影響について考察するものである。

## 1. これまでの年金会計の特徴

年金会計は、1985年に公表されたSFAS87『雇用者の年金会計』によって規定されてきた。SFAS87の特徴は、SFAS87公表以前の給付建年金プランにおける企業の拠出額のみを費用処理するという方法から、将来の給付支払額を予測してその現在価値を従業員の勤務期間へ配分する方法に変更をしたことにある。

SFAS87は、確定給付債務（VBO）だけでなく予測給付債務（PBO）と累積給付債務（ABO）という2つの債務概念を用い、予測給付債務（PBO）によって企業の従業員への将来の給付債務を算定し、累積給付債務（ABO）とプラン資産の公正価値との比較によって企業の拠出不足を認識するという方法をとっている。

また、年金プランの積立過不足については、多様な仮定のもとに算定されたプランの期間年金費用の純額<sup>1</sup>を企業の費用として認識するとともに、その金額がプランへの企業の拠出額を超過した場合、超過額を未払年金費用（unfunded accrued pension cost）という負債として認識し、反対に不足する場合は前払年金費用（prepaid pension cost）という資産として認識することとしている。

さらに、期間年金費用の純額を計算するうえで次年度以降へ繰り延べられた部分による積立不足を把握するために、累積給付債務（ABO）がプラン資産の公正価値を超える場合、追加最小負債（additional minimum liability）を認識すること<sup>2</sup>とした。

追加最小負債は、未払年金費用、前払年金費用と加減して認識する。さらに、追加最小負債を認識する場合は、その金額が認識されていない過去勤務

1 年金費用は、勤務費用、利子費用、プラン資産の実際の収益、認識されていない過去勤務費用の償却額、認識された利得または損失等からなる。(SFAS87,par.20-34.)

2 FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.87, *Employers' Accounting for Pension*, December 1985,par.36.

費用の残高を超えない範囲で、同額を無形資産として認識する。また、追加最小負債が認識されていない過去勤務費用の金額を超える場合は、税効果額を差し引き、なお超過している場合その他の包括利益に含めるという処理が行われる<sup>3</sup>。

### 例1) 追加最小負債の測定

プラン資産の公正価値100, 累積給付債務 (ABO) 200である。

- ① 未払年金費用が50である場合

$$200 - 100 - 50 = 50$$

- ② 前払年金費用が50である場合

$$200 - 100 + 50 = 150$$

- ③ 未払年金費用, 前払年金費用がともに0である場合

$$200 - 100 = 100$$

### 例2<sup>4</sup>) 追加最小負債の認識

期末の累積給付債務 (ABO)	120,000千円
期末のプラン資産	60,000
期末の未払年金費用	20,000
期末の未認識過去勤務費用	10,000
実効税率	42%

認識金額の算定方法

追加最小負債 = 累積給付債務 (ABO) - プラン資産 - 年金に関する未払費用

無形固定資産 = 未認識過去勤務費用

繰延税金の計算

(追加最小負債 - 無形固定資産) × 実効税率

仕訳

無形資産	10,000	
その他の包括利益	17,400	
繰延税金	12,600	
未払年金費用		40,000

<sup>3</sup> Ibid., pars.35-38.

<sup>4</sup> デトロイトトウシュートーマツ編『米国財務会計基準の実務第3版』中央経済社 2006年 149-150頁。(用語については本稿に筆者があわせた)

## 2. これまでの年金以外の退職後給付会計の特徴

年金以外の退職後給付会計は、1990年に公表されたSFAS106『雇用者の年金以外の退職後給付会計』によって規定されてきた。この基準は、主に医療給付を取り扱うことから退職後医療給付会計とも呼ばれる<sup>5</sup>。

退職後医療給付等は、年金と異なり従業員の退職後に定期的に一定額が発生するものではないため、SFAS106の公表以前支払い請求に応じて支出を計上するという現金主義によって行われてきた。これにたいしSFAS106では発生主義を適用し、従業員の勤務期間にわたって退職後給付費用を認識する方法に変更した。

SFAS106は、勤務費用の測定の基礎として予測退職後給付債務（EPBO）と累積退職後給付債務（APBO）という負債概念を用いている。これらは、SFAS87でいうところの予測給付債務（PBO）にあたるものである。

## 3. SFAS158における積立状況についての認識の変更

SFAS158では、単一雇用者の給付建退職後プラン（single-employer defined benefit postretirement plan）について変更が行われ、複数雇用者（multiemployer plan）については変更されずこれまでの基準が適用されることとなっている<sup>6</sup>。

これまで、予測給付債務（PBO）と累積給付債務（ABO）によって行われてきた年金の積立状況の認識を、予測給付債務（PBO）で行うこととし、SFAS87とSFAS106で異なっていた認識規準の基礎となる概念の統一が行われている<sup>7</sup>。

年金プランの積立状況と企業のプランへの拠出状況は、SFAS158では貸借対照表で積立過剰を資産として、積立不足を負債として認識し、積立状況の変化をその他の包括利益として認識するとしている<sup>8</sup>。測定方法については従来通りであるが、測定日はこれまでの決算日から3ヶ月以内の一定期日から決算日に行うことと変更された<sup>9</sup>。

5 加藤盛弘『負債拡大の現代会計』森山書店2006年173頁。

6 FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.158, *Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans an amendment of FASB Statements No.87,88,106,and 132(R)*, September 2006,par.1.

7 *Ibid.*, par.4a.

例3<sup>10)</sup> 2006年12月31における会社Aの給付建年金プランの積立状況と期間年金費用の純額の構成要素として認識されていない金額は以下の通りである。会社Aは、決算日においてプラン資産と給付債務を測定している。

会社Aは、2006年12月31において追加最小年金負債を持っていない。会社Aは、累積的な純損失を償却する必要がない、なぜならば、すべての年度で予測給付債務(PBO)またはプラン資産の市場関連価値のいずれか大きい方の10%よりも少ないためである。プラン修正は2006年1月1日から2007年12月31の期間に影響を及ぼさない。会社Aの2006、2007年に適用される税率は40パーセントである。SFAS87のもとで会社Aは2006年12月31日において\$45,000の負債を認識してきた。この金額は、過去期間年金費用の純額がプランへの過去の拠出額を超えるものである。

表1 年金プランの積立状況

	2006/12/13	2007/12/31
予測給付債務(PBO)	-2,525	-2,700
プラン資産の公正価値	1,625	1,700
積立状況	<u>-900</u>	<u>-1,000</u>
期間年金費用の純額の構成要素として まだ認識されていない項目		
移行債務	240	200
過去勤務費用	375	350
純損失	<u>240</u>	<u>260</u>
	<u>855</u>	<u>810</u>

2006年12月31日において、会社Aは給付建年金プランの積立不足の状況を負債として認識し、以下のように仕訳をおこなった。

累積するその他の包括利益	855
繰延税資産	342
繰延税給付－累積するその他の包括利益	342
年金給付の負債	855

8 Ibid., pars.4b-4d.

9 Ibid., par.5.

10 Ibid., AppendixA3-5.

表2 貸借対照表

	SFAS158適用前	修正	SFAS158適用後
流動資産			
現金	40,000	0	40,000
商品	720,500	0	720,500
流動資産合計	<u>760,500</u>	<u>0</u>	<u>760,500</u>
無形資産	100,000	0	100,000
資産合計	<u>860,500</u>	<u>0</u>	<u>860,500</u>
流動負債	60,000	0	60,000
年金給付の負債	45	855	900
その他の長期負債	99,955	0	99,955
繰延税金	20,000	-342	19,658
負債合計	<u>180,000</u>	<u>513</u>	<u>180,513</u>
普通株式	150,000	0	150,000
払込資本	300,000	0	300,000
内部留保	205,500	0	205,500
累積したその他の包括利益	25,000	-513	24,487
株主持分の合計	<u>680,500</u>	<u>-513</u>	<u>679,987</u>
負債と株主持分の合計	<u>860,500</u>	<u>0</u>	<u>860,500</u>

このように予測給付債務(PBO)を基礎としてプラン資産の公正価値との差額を貸借対照表上で負債として認識することとなる。SFAS158では、SFAS87のような予測給付債務(PBO)と累積給付債務(ABO)の2段階の処理が不要となり、未認識の過去勤務費用についても無形資産が計上されることはなく、積立不足はその他の包括利益を減少させることとなる。

#### 4. 割引率の変更

退職後給付会計において、期間費用は将来の予測金額を割引率によって現在価値に割り引くため、この数値の変動は大きな意味をもつ。SFAS87では、「仮定される割引率は、年金給付が事実上清算することが可能な利率を反映すべきである<sup>11)</sup>」とされている。SFAS158では、SFAS106パラグラフ31を考慮して、SFAS87を修正しパラグラフ44Aが追加されることとなった。これによって割引率の明確な定義がなされたこととなる。

パラグラフ44Aの中で、「概念的には、その単一の金額すなわちPBOは、予想される将来の給付支払いのタイミング、金額と同じになるような満期日、金額の高格付ゼロクーポン債のポートフォリオの現在市場価値は同じになるはずである。キャッシュ・イン・フローはキャッシュ・アウト・フローとタイミングと金額において同じであるため、ポートフォリオの満期までの利回りにおいて再投資リスクがないはずである。しかし、半年の利払いがされる、または満期までの期間が予想される給付支払い期間よりも短い長期債券商品のポートフォリオのようなゼロクーポン債ポートフォリオ以外では、仮定される割引率（満期までの利回り）は将来において利用可能な予想される再投資利率を組み入れる必要がある。これらの利率は測定日におけるイールド・カーブから推定されるべきである。仮定される割引率の決定は、仮想ポートフォリオ上から実際のポートフォリオが異なるいかなる場合においても、プラン資産の期待収益率（expected rate of return）の決定から切り離される。仮定される割引率は測定日ごとに見直される。もし、利子率の一般的な水準が上昇または下降するならば、仮定される割引率も同様の方法で変化すべきである」というように、予測給付債務(PBO)と利回りの連動性が述べられとともに、割引率を年金制度の資産運用収益率と切り離すことが明記されている。

しかし、この定義はこれまでのパラグラフ44に変わるものではないため、これまでの割引率が否定されるものではない。

---

11 FASB, SFAS87, *op. cit.*, par.44.

## 5. 退職後給付会計の変更の意味

今回の基準の修正は、アメリカにおける年金給付保証公社（PBGC）の財政難に端を発した制度改革である<sup>12</sup>といわれている。また、エンロン事件によって公表されたサーベンス・オックスリー法（Sarbanes-Oxley Act of 2002）によって財務諸表の透明性や理解可能性の改善が促され、オフバランス項目の見直しがはかられたことによる。

これらの問題は、各企業の給付建年金プランにおける積立不足と関わっている。また、積立不足ではないといわれている企業においても割引率が予測給付債務（PBO）の算出に用いられる割引率より低いといったことがあるため、実質的に積立不足状態であることをSFAS158は明らかにするものであるといえる。

FASBは、SFAS158を給付建年金と年金以外の退職後プランの雇用者の会計を改善する包括的プロジェクトの第一段階として位置づけ、年金債務と年金資産の差額を貸借対照表において認識することに主眼をおき、測定問題についてはふれていない。また、積立状況の変化はその他の包括利益に含まれ、損益に影響しないとしている。つまり、SFAS158の変更は、年金プランの積立状況の透明化と給付債務の概念を予測給付債務（PBO）に統一することであり、SFAS87でオフバランスとされてきた累積給付債務（ABO）と予測給付債務（PBO）との差異を明らかにすることにある。

FASBは、退職後給付プロジェクトの第二段階では給付債務の測定や損益計算書に影響を及ぼす問題に着手することとなっている。また、国際会計基準との収斂問題にも対応することとなっており、今後の包括的な退職後給付会計の検討は国際化する企業に大きな影響をもつ可能性がある。

---

12 深澤寛晴「米国確定給付年金を取り巻く環境変化～PBGC、制度、会計」大和総研ホームページより。